

論文

世界無形文化遺産時代における 中国の無形文化遺産保護に関する一考察

白 松 強
HAKU Syokyo

I はじめに

世界各地には、日々の暮らしに根差した地域独自の民間伝承や冠婚葬祭の儀典、長年にわたって世代から世代へと受け継がれる貴重な贈りものである伝統工芸技術、しばしば人々の文化的アイデンティティの基盤及び創造力の源泉となる郷土色豊かな伝統料理等が含まれる無形文化遺産が存在し、「一国の歴史や文化などの正しい理解のために欠くことのできないものであり、また、国民の文化的向上発展の基礎をなすものとして、その適切な保存活用を図る」ということの重要性は言うまでも無い（中村 2007：2）。国連憲章に基づき、1946 年 11 月、世界平和の確立と人類の福祉の促進に貢献する国際機関として設立されたユネスコが発足して以来、「教育の普及、科学の振興、文化遺産の保護・活用、コミュニケーションの多様性の促進のための国際協力を推進してきた」（岩間 2008：1）。そうした中で、無形文化遺産の保護・振興への活動は、消失の危機に瀕している世界各国の伝統文化を保護・継承するための専門性の高い国際支援事業として各国から幅広い支持と信頼を得ている。

しかし、「文化の時代」（松浦 2008：1）といわれる 21 世紀に入ってから、ソフト・パワーの重要な一翼をなす伝統文化や民族文化が世界各国で国家文化のシンボルとされ、大切に扱われるようになってきた。

無形文化遺産というものを考えるとき、一般的には日本の歌舞伎、中国の京劇のような、それぞれの地域・民族に固有の知恵と営みが積み重ねられて作られてきたものと理解される。このような楽曲・舞台芸術の世界に限定すれば、無形文化遺産の領域に国家権力が介入することはないといえるだろう。

このような時代背景の下で、無形文化遺産はもはや国家権力の介入というものを免れ得ない（太田 2012：17-21）。そして、文化と国家権力との関わりがあるということは、必然的に文化（無形文化遺産）を通して近代国家の枠組みが浮き彫りになるということの意味する。例えば、「国家京劇院」や「国家大劇院」で公演されるものは、すべて中央政府の「お墨付き」を得たものであり、そこでは中央政府を批判する演劇やオペラが公演されることはない。国家権力は伝統芸能に限らず、音楽や美術などの文化にも介入する。これは何も中国のような共産主義国だけの手法でなく、現代の日本でも同様である。例として、「文化勲章」や「文化功労者」などの栄典というものは、権力がアーティストに対して「上から目線」で与えるものであり、常に一般大衆のいる社会からの評価によってなされるものとは限らない。端的に言えば、無形文化遺産は国民・国家間の威信争いの道具として利用されてい

るということである。もちろん、そこでは「無形文化遺産に絡むさまざまな国際的問題が新たに起こっていることも事実である」(韓 2012: 15)。

このような現状と実情を踏まえて、本論は世界各国に文化的アイデンティティの象徴と見なされる無形文化遺産をキーワードとして、ユネスコ、東アジア、中国という三層の中でどう扱われてきたかを、無形文化遺産に生じている諸問題から明らかにしていきたい。始めにマクロの視点から、ユネスコによる無形文化遺産に関する保護の具体的な取り組みについて考察して論じる。次にミクロの視点から、ユネスコの無形文化遺産の代表的な一覧表のトップに記載された中国における無形文化遺産保護の現状と課題を整理してみる。そして最後に、ユネスコの世界無形文化遺産に最も多く指定されている中国における無形文化遺産保護事業を展開するメカニズムについてその全体像を捉えて把握する。

II 中国の無形文化遺産に関する先行研究

近年、グローバル化の進展に伴い、無形文化遺産の文化の差異性・多様性の保持・促進や文化的アイデンティティの重要性が世界的に注目されている。特に中国は無形文化遺産保護に関する領域で世界を圧倒する業績を上げることができたといえるが、国内でも、その実情にしたがって著しい学術的業績が上げられてきた。例えば、巴莫曲布嫫(2008)は世界遺産条約の採択された1972年から世界無形文化遺産保護条約が採択された2003年までの30年間に渡って、無形文化遺産の保護理念の誕生の歴史的背景を考察した。康保成(2013a, 2013b)らは日韓中における無形文化遺産保護に関する諸課題を取り上げ、日韓中の無形文化遺産を中心とする東アジア共同保護体の理念と構想を提起し、国際提携の実現が可能であると強調している。また、周超(2012)は中日両国の無形文化遺産保護法の差異に着目し、中国の無形文化遺産保護法の特徴を明確に示した。

上記の先行研究により、グローバル化の進展に伴うユネスコの無形文化遺産保護促進の提唱及び中国の無形文化遺産保護の諸課題については、詳細な知見が蓄積されてきている。しかしながら、これまでのユネスコや中国の無形文化遺産保護に関する研究は、そのほとんどが静的な保護の体系として捉えて、形式的な研究に留まっていたといえる。特に、中国の無形文化遺産保護の現状についての研究は、そのほとんどが文化保護の単一な視角から行われてきたことから、無形文化遺産保護研究が端緒についた2003年以降の保護研究を概観すれば、その要点が把握できると考えられる。中国全体の保護実態を基に、その保護発展の背景や文化・政治・経済などの観点から中国の無形文化遺産を考察した研究は見られない。したがって、より広い視角から、国境を超える東アジアの地域状況とその特徴を描き出すという課題に取り組んでいく必要に迫られていると考えられる。そこで、本論では、先行研究から得られた知見を基に、中国においては、従来は国益至上という視点からのみ考慮される傾向が強かった保護制度がどこまで有効か、そこに限度があるとすればどのような新しい考え方が必要かを探っていき、無形文化遺産保護の現状の動向に着眼して捉えたい。

Ⅲ 文化的アイデンティティとなる無形文化遺産

(1) ユネスコの無形文化遺産保護条約成立の背景

21 世紀に入ってから、無形文化遺産という言葉がよく耳にされ、広く使われるようになってきた。ユネスコの無形文化遺産保護条約によると、無形文化遺産は「口承による伝統及び表現、芸能、社会的慣習、儀式及び祭礼行事、自然及び万物に関する知識及び慣習、伝統工芸技術」と定義されている（七海 2012：63）。それには伝統音楽、伝統演劇、伝統舞踊、民間伝承、伝統手工芸や年中行事、民間風俗、民俗芸能などが含まれている。長い長い時の流れにあって、前世代から現世代へ、そして次世代へと受け継がれてきた無形文化遺産は、今日、しばしば国家や人々の文化的アイデンティティの基盤及び文化力の源泉と見なされる。

無形文化遺産保護条約が採択されるまでの経緯・道程については多くの研究者（愛川 2010、岩崎 2012、河野 2004b、国末 2012、七海 2012、星野 2007、松浦 2008、宮田 2007）がさまざまな角度から考察を加えることによって、その実態と意義を解明したもので先駆的意義を持っていると思われるが、本来ならば、条約成立の経緯には、多元的な要因が複雑に絡み合い、作用しているはずである。これについてはもう少し詳しく述べる必要があろう。現状を踏まえた上で以下に述べていきたい。

① ユネスコの文化保護事業の拡大

今日、文化遺産保護の分野における世界最大級の事業は、世界遺産や世界無形文化遺産に関するユネスコの文化保護事業だといえるだろう。この保護事業をさらに過去にさかのぼると、1950 年代からユネスコの主導の下で一部の文化人類学者がアフリカや南米マイノリティの文化に注目してその保存の徹底を図っていたということが指摘されている（阿曾村 2010：89）。1960 年代、エジプトがナイル川流域でアスワンハイダムを建設する際、ヌビア遺跡が水没の危機に瀕した。ユネスコは人類共通の文化遺産を保護しようという理念から、この遺跡群を他所へ移築して保存する国際的な救済キャンペーンを実施した。このことがきっかけで、人類共通の文化遺産を守ろうという機運が生まれた。⁽¹⁾ 1972 年、第 17 回ユネスコ総会では、世界遺産条約（「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」）が採択された。その後、ユネスコはこの保護条約の趣旨に基づき、世界規模で文化遺産を保護する事業を始めた。1980 年代、グローバリゼーションが地球的規模での文化的同質化をもたらした諸課題に対処するために、ユネスコでは急速に法整備が進められた。

1989 年 11 月の第 25 回ユネスコ総会において、無形の文化遺産についての「伝統的文化及び民間伝承の保護に関する勧告（以下に「勧告」と略記する）」が最初に宣言された。そこでは、「民間伝承の極度の脆弱性及びその消失の危険性を認識し、すべての国において民間伝承の役割を認識する必要……及びそれが直面している多くの要因から生ずる危険を強調し、政府が民間伝承の保護に関して決定的な役割を果たすべきであり、かつ、できるだけ早急に行動すべきであると判断し……その形態は、とりわけ、言語、文学、音楽、舞踊、遊戯、神話、儀礼、慣習、手工芸、建築及びその他の技術である」⁽²⁾ といっている。すなわち、1980 年代以降、グローバリゼーションの時代において、多様な文化遺産が、移住、観光、産業化、過疎化、武力紛争、文化の没個性化、そして社会環境の悪化によって脅威や消滅の危機にさらされていることをユネスコが認識しているということである。まず、無

形の文化遺産の脆弱性及びその消失の危険性への警告が発せられた。ここでは、ユネスコ加盟各国に対し、民間伝承は文化遺産及び現存文化の不可欠な要素として、その特質及び重要性を守る義務があると宣言したのである。ユネスコの採択した「勧告」は、国際・国内政策上の具体的ガイドラインであり、加盟国はこれにしたがって自国の国内法及び政策の整備に努力することが義務づけられている。しかし、多くの国々は勧告には法的拘束力がない、これらは協議する必要のない管理運営事項であるとして、重視しない態度をとり続けている。

上記の保護事業を確実に実施するために、1997年11月、第29回ユネスコ総会では、「傑作宣言」という人類共通の無形文化を保護するための決定案が採択された。このプロジェクトの一番の目的は、口承及び無形の文化が人類共通の貴重な遺産であり、同時に各国・各民族にとって精神文化の象徴であるということから、各国政府及びNGOが自らの伝統文化や民族文化の保存、振興に力を入れるよう奨励することであった。また、1989年の「勧告」による報告とその関連の保護においても、個人や団体が、当該の口承及び無形文化遺産の保存・振興に対し、大きな貢献を果たすよう奨励するものである（範 2006）。2001年5月、日本の能楽、韓国の宗廟祭礼及び宗廟祭礼楽、中国の昆劇など20ヵ国の多様な19件がこの傑作宣言として初めて指定された。

このような機運の高まりの中で、2003年、第32回ユネスコ総会において、無形文化遺産の保護振興について、法的拘束力のある無形文化遺産保護条約が初めての国際的な法的枠組みとして採択された。2006年4月のこの条約の発効後、それ以前に傑作宣言とされた⁽³⁾90件のものは、この条約に基づいて作成される無形文化遺産の代表的な一覧表に追加記載された。

② 松浦によるユネスコ改革



写真1 松浦が中国国会副議長と会談（2008年）⁽⁴⁾

ユネスコの前身といえる機関は、1922年に国際連盟の下に設立された国際知的協力委員会である（岩間 2008）。その当時、新渡戸稲造が国際連盟の事務局次長を担当していた。1926年に、仏政府の支援により国際知的協力機関がパリに設立され、知的財産等の分野で活動していた。第二次世界大戦の間、その活動は中断された。1945年11月、英仏両国政府の招聘により、44ヵ国代表がロンドンに集まりユネスコ憲章を採択した。1946年11月、ユネスコがパリを本部として設立

⁽⁵⁾
された。

ユネスコの最高責任者である事務局長には、50年もの間、ヨーロッパ諸国の出身者によってそのポストが維持されてきた。1999年、アジア人初のユネスコ事務局長として、日本人の松浦晃一郎⁽⁶⁾が就任した【写真1】。日本大使として5年間パリに駐在し、ユネスコ世界遺産委員会議長でもあった松浦は、当時のユネスコの基本的価値観の歪みを熟知していた。「しかし中に入ってみると、管理の誤りは私が思っていたよりずっと深刻なものであった。任命も昇格も多くの場合、気ままな人事な

⁽⁷⁾の「だ」と彼はインタビューで語っている。現実的観点に立って、不透明な人事の横行の断絶に取り掛かることを任期当初の最重要課題として位置づけていた。まず、松浦は就任当初から自分のオフィスで、資格審査なしに政治的に任命されたアドバイザーを20人も解雇し、抜本的改革に取り組んだ。その後、2500名の職員からの不平不満を受け付けるウェブサイトを開設した。また、ユネスコ上層部における不当な管理がきっかけで、過度の政治化を理由にユネスコから19年間脱退していた米国が、松浦の努力によって2003年にユネスコ復帰を果たす。このことについて米国政府はユネスコが改革に向けて大きく前進したと評価している（松浦 2004）。

抜本改革や米国復帰に加え、無形文化遺産保護条約（2003年）、文化多様性条約（2005年）も松浦の功績である。1972年に採択した世界遺産条約は、ユネスコの関連の制度や条約の中で最も注目されるばかりでなく、世界の国々でも抜群の知名度を誇っている。しかし、世界遺産がヨーロッパ一辺倒であったことに対して、アフリカやアジアなどの途上国は不満を募らせている。なぜなら、欧米出身者のほとんどのイコモス（ICOMOS／文化遺産保護に関わる国際的な非政府組織（NGO））専門家が、アフリカ、中南米をはじめとする途上国から推薦された自国の文化遺産に対しても、欧米の価値観に基づく「顕著で普遍的な価値」という基準に乏しいと勧告するために、登録できないケースがしばしば見られたからである。

この実情を踏まえて、松浦は「ユネスコを設立して以来、世界は変化し続けており、我々はそれと共に変化しなくてはならない。発展途上国の要求に留意することなく単に先進国間の知的協力を推し進めることだけで満足しているわけにはいかない。条約は有形のものだけを対象にしている、技能、音楽、伝統、言語といった無形⁽⁸⁾のものは対象としていない」と、東西間の文化的差異を相互に理解して共に生きる東方アイデンティティを築く必要性を主張している。この新たな保護の体系へと構築していく過程で、無形文化遺産保護条約については有形の遺産を重視するヨーロッパからも強い異論が出され、ユネスコ事務局の中にも強固な「変化を嫌う抵抗勢力」（松浦 2004：2）が存在することにも直面している。しかし、無形文化遺産の伝承は人から人に伝えられるものが多く、それによって有形の遺産に比して、より失われやすいことを危惧していた松浦は、アジアやアフリカの無形文化遺産を保護するために、無形文化遺産保護条約の作成を積極的に推進した。そして、2003年10月、第32回ユネスコ総会で、この条約が採択されるに至った。

③ 文化のグローバリゼーション

グローバリゼーションという言葉は、1990年代中期から生活の中で一般的に多用されるようになった。東西冷戦の終結により、世界は資本主義経済に一本化され、地球規模の経済発展も進んでいる。こうした世界情勢の中で、カネ・モノやヒトが国境を越えて活発に交流するようになり、経済面だけでなく、文化、政治、環境をはじめとする社会のあらゆる領域で、国と国が世界規模で密接に結びつくようになってきている。このことについて、政治学者の小林誠らは「世界各地の社会が互いに結びつきを深め、世界全体の一体感が高まりつつあるという実感を、今に生きる多くの人たちが——とりわけ先進国住民や、発展途上国の都市に住んでいる人たちが——共有するようになってきている。この感覚は確かに錯覚ではない。こうした感覚を持たせる現代世界の特色をグローバリゼーションと表現することが既に当たり前のことになった」（小林他編 2011：1）というような説明がある。確か

に、科学技術の発展、国際貿易の拡大、情報通信革命の貿易の出現にしたがって、グローバリゼーションは経済面だけでなく、衣食住をはじめとする人々の暮らし、価値観、生活様式などを一変させ、より便利で豊かなものになった。すなわち、人間生活のあらゆる面を取り巻く環境は大きく変化したのである。

グローバリゼーションは、国家間の競争を勝ち抜き、右肩上がりの経済発展のスピードを追求し、さらなる成長を遂げるための国家戦略構成の一部としての性格が強く出ている。その結果として生じる国際規範やライフスタイルの同質化は、伝統文化の急速な消滅、文化多様性の喪失の危機を招き、多彩な世界が均質化・単一化していく事態を招く。世界の均質化ということは、逆の言い方をすれば、世界の多様性が失われるということである。特に文化の面では、同質化・単一化が文化多様性に与える影響を無視することはできない。グローバリゼーションは、社会的及び文化的に深刻なマイナス面を露呈してきた。

こうしたグローバリゼーションの進展に呼応して、米国文化をはじめとする先進国の文化産業が急速に開発途上国の社会に浸透し、それぞれの地域が伝承してきた固有文化が損なわれ、文化多様性が脅かされていることについて、2001年10月、第31回ユネスコ総会では文化的多様性に関する世界宣言が採択された。この宣言により、世界各国はグローバリゼーションが文化の均質化の弊害を引き起こしがちであることに対してその認識を深めると共に、文化の多様性をいかに維持・保護するかという問題への取り組みを求めている。この実情を踏まえて、それから4年後の2005年10月、第33回ユネスコ総会において文化多様性条約が日本、韓国、中国を含む148ヵ国が賛成して採択された。ユネスコの主導の下で、文化の多様性を保護・振興する壮大な事業がユネスコの文化保護推進事業の一環として積極的に取り組まれている。

(2) 無形文化遺産保護条約とその保護の展開

上記の内容から分かるように、無形文化遺産保護条約の誕生した背景は社会的・文化的発展、松浦改革、グローバリゼーションなどのマクロな視点から考察したが、無形文化遺産保護条約とはどのようなものであったのだろうか。以下では無形文化遺産保護条約について条文に照らしながら見ていこう。条文の解釈について、本研究では厳密に法学的な解釈を示すのではなく、文化人類学的な視点を踏まえつつ、内容の解説を目的とする。

① 無形文化遺産保護条約

無形文化遺産保護条約の正式名称は、「無形文化遺産の保護に関する条約」という。2003年10月17日にパリのユネスコ本部において開催された第32回ユネスコ総会で採択された。2006年1月20日、該当条約の締約国が30ヵ国に達したことを受け、同年4月20日に発効された。無形文化遺産保護条約は、伝統的演劇、音楽、舞踊、工芸技術や祭儀、年中行事などの伝統文化や民族文化を消失の危機から保護・振興し、次世代に継承していくための国際的な協力及び支援の体制を確立することを目的とする。

条約の目次構成は9部分からなり、40ヵ条の条文で構成されている。さらに詳しくいえば、Ⅰ一般規定（第1条より第3条の3条）；Ⅱ条約の機関（第4条より第10条の7条）；Ⅲ無形文化遺産の

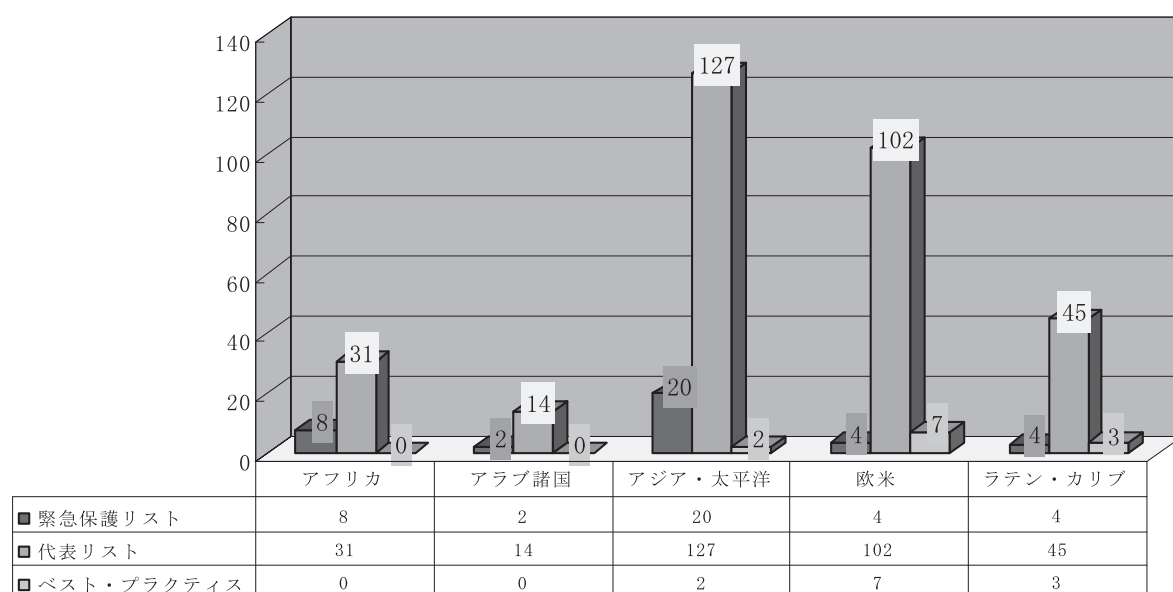
国内的保護（第11条より第15条の5条）；Ⅳ無形文化遺産の国際的保護（第16条より第18条の3条）；Ⅴ国際的な協力及び援助（第19条より第24条の6条）；Ⅵ無形文化遺産保護基金（第25条より第28条の4条）；Ⅶ報告（第29条より第30条の2条）；Ⅷ経過規定（第31条の1条）；Ⅸ最終規定（第32条より第40条の9条）に分けられている。

条約の第2条の定義によると、無形文化遺産とは、慣習、描写、表現、知識及び技術並びにそれらに関連する器具、物品、加工品及び文化的空間であって、社会、集団及び場合によっては個人が自己の文化遺産の一部として認めるものをいう（七海 2012：62）。この定義にしたがって、無形文化遺産によって表される主な分野は特に（a）口承及び表現（無形文化遺産の伝達手段としての言語も含まれる）；（b）芸能；（c）社会的慣習、儀式及び祭礼行事；（d）自然及び万物に関する知識及び慣習；（e）伝統工芸技術という領域において明示されている（七海 2012：61-62）。

② 世界無形文化遺産とその展開

世界無形文化遺産とは、ユネスコ総会で採択された無形文化遺産保護条約に基づき、無形文化遺産の代表的な一覧表に記載されている、世界の文化の多様性を反映し、人類の創造性を示す5つの基準をすべて満たす伝統文化や民族文化などのことである。ユネスコの無形文化遺産はその内容によって代表リスト、緊急保護リスト、ベスト・プラクティスの3種類に大別されている。2001年に最初の「人類の口承及び無形遺産に関する傑作の宣言」19件がユネスコの人類の無形文化遺産の代表的な一覧表に記載されて以来、毎年数十件（平均して毎年40件ほど）ずつ増えており、2014年11月現在で369件（代表リスト319件、緊急保護リスト38件、ベスト・プラクティス12件）が登録されている。無形文化遺産保護条約の加盟率から見れば、1972年の第17回ユネスコ総会で採択された世界遺

表1 ユネスコの無形文化遺産の代表的な一覧表に登録された地域・件数



資料：相関資料とデータを基に筆者作成

【説明】相関資料とデータとは参考文献などやユネスコの公式サイト <http://www.unesco.org/culture/ich/> に基づく。地域別分類については、同じ地域でも登録された項目が重複する場合は数量1で計算している（例えば、鷹守り——生きた人類の遺産に関してはアジア・太平洋（韓国・モンゴル）、アラブ諸国（サウジアラビア・アラブ首長国連邦）、欧米（フランス・スペイン）で13もの国で指定されているが、上記の表では地域（アラブ諸国、アジア・太平洋、欧米）によって数量1でカウントしている）。

産条約より、無形文化遺産の方がさらに世間的に人気があるそうである。⁽¹²⁾ところで、世界の5つの地域別の分類からそれぞれのリストの種類を分けてみると、下記のような【表1】。表を見れば分かるように、アジア・太平洋、ヨーロッパ・北米以外の地域の登録物件数がまだ少なく、無形文化遺産の代表的な一覧表を1件も持たない加盟国が4割に及んでいる。文化遺産登録における亜欧偏重に見られる世界的不均衡は是正されず、逆にその顕在化が目立つこととなっている。

(3) 文化的アイデンティティとなる無形文化遺産

近年、世界無形文化遺産という概念が世界各国に広く浸透してきたのにつれて、無形文化遺産は自国、自民族の精神・文化の象徴——文化的アイデンティティとして大切に扱われるようになりつつある。それはおおむね次のように理解するとよいだろう。国際社会においては、経済力や軍事力などのハード・パワーは今日も重要な役割を果たしているものの、グローバリゼーションの進行に伴い、文化を代表とするソフト・パワーが相対的に重要になっており、世界各国が文化的アイデンティティを構築することを重視するようになってきている。こうした状況の下で、無形の文化遺産が果たす重要な役割への認識が一層高まりを見せている。梶谷真司は「現在、文化的アイデンティティ、ないしそれに相当するものは、ほとんどの場合、特定の国家や地域、ないし民族と結びつけられる」と指摘している（梶谷 2004：124）。

アジア、とりわけ東アジアの日本、中国の両国も、先進国や他の新興国を上回る経済成長を経験した。経済の高成長により、日中両国は地域的にも世界的にもいずれも重要な経済体となった。国民の生活水準は著しく向上し、物質的な面では恵まれた生活を送ることができるようになり、かつてない繁栄を享受するに至った。しかし一方では、経済成長がもたらした産業化社会の中で引き起こされた公害、環境破壊などが進行しつつあり、その点は自国の文化に誇りを持っているといえるか疑問である。また、1990年代半ばより、中国の中央政府は、ほぼ日本と同時に文化立国を目指して文化芸術の振興に取り組んでいた。そうした取り組みの一環として、伝統文化や民族文化をはじめとする無形文化遺産が、自国の国力や文化を諸外国に発信する重要な手段と見なされ、過去の伝統文化を新たな国家の文化的アイデンティティとして確立する手段として積極的に保護・振興し始めた。すなわち、精神的イデオロギー的な統合において、文化が重要な役割を果たしてきたのである。

確かに文化的アイデンティティが伝統文化を拠り所とすることは多い（梶谷 2004：136）。しかし、日本のゲーム、アニメ、中国の香港映画、中国の台湾音楽などの現代流行文化から見れば、文化的アイデンティティと伝統文化との結びつきは、必然的なものといえるわけではない。文化的アイデンティティは多様な発信源を持ち、より広い範囲のことを指すといっていだろう。それ故、中国がひたすらユネスコ無形文化遺産登録にのめりこむ理由は、中央政府の中に伝統文化との連続性の上にむしろアイデンティティの目玉として使えるという認識が高まったためであり、無形文化遺産を守るより国民の誇りの醸成や観光開発に終始するようになってしまったからである。

今日、無形文化遺産保護条約に加盟する国は161ヵ国にまで及んでいる。ほぼ「世界全体が合意している」取り決めといっていだろう。各国の無形文化遺産保護活動は、無形文化遺産保護条約の下で、締約国をメンバーとする締約国会議、政府間委員会によって各国の文化的アイデンティティの一部として展開されている。

IV 中国における無形文化遺産保護現況

21 世紀初頭にあって、グローバリゼーションという大きな潮流の中で「東アジアの世紀」とされる構図がはっきりと読み取れるようになってきている（増田 2008：1）。世界の成長センターともいえるアジア地域において、中国は 2000 年以降、年間成長率は平均で 10% を維持し、国内総生産（GDP）の水準は 4 倍に跳ね上がった。世界銀行の国際比較プログラムは最新の購買力平価換算の GDP で、中国が 2014 年内に米国を抜いて世界最大の経済大国になる見通しを示した。⁽¹³⁾ さらに、世界有数の経済高成長を記録した中国は、国民の文化生活の質の向上、自国の文化的アイデンティティの構築、祖先から受け継いだ伝統文化の保護・振興を目的とする文化遺産保護運動が、文化立国の軌道に乗り、世界多文化共生の中で新しい潮流を創り出した。10 年余りの短い期間で、中国は自国の文化財の保護に積極的に取り組むようになっており、同時に、中央政府ではユネスコ無形文化遺産への登録運動が顕在化している。

（1）保護政策展開の背景

中国では、本格的な無形文化遺産保護をめぐる新たな動きは、江沢民政権期から始まったという認識が主流である（康 2013a）。1978 年に改革開放路線に転換して以降、中国経済は奇跡的な成長を遂げてきた。それに伴い、都市化の進行、経済インフラの整備、農村からの労働力の流出など、農村を取り巻く社会や経済は大きく変化してきている。農村地域における地域の文化的アイデンティティにとって欠かせない存在である伝統文化や、民族文化のほとんどが、経済の著しい発展に伴って、姿を消したり、内容を変えられたりして、本来の姿を残しているものは決して多くはない。この状況は農山村において、より顕著であり、特に 1990 年代以降の激しい都市化が農山村の伝統文化の消失に拍車を掛けている。したがって、教育界や文化界では、農村地域における伝統文化が徐々に失われていくのを危惧する声が高まり、伝統文化の保護対象の拡大の必要性を掲げ、従来の保護体系を見直し、新たな保護体系について検討するなど一定の進展を見せた。胡錦濤政権期に入ってから、民俗学、無形文化遺産学が多くの教育機関カリキュラムとして組まれるなど大きく発展を遂げてきた。2006 年、このような学術研究の成果を受け、伝統文化を構成する広い地域のうち、ごく一部が文化的または学術的価値の高い伝統文化として国家レベルの無形文化遺産に指定された。

その一方では、国際的視野で見れば、1997 年、ユネスコ総会が公表した傑作宣言によって各国の伝統文化保護の検討作業が加速した。また、1998 年に、日本文化庁が「文化振興マスタープラン——文化立国の実現に向けて」を発表し、国の文化政策の新たな段階に入った。「伝統文化の継承・発展」、「地域文化・生活文化の振興」を文化振興施策の体系の二つの柱として、取り組むこととしている（藤野 2002：66）。韓国政府は金大中政権下の 1998 年当時、「文化立国」戦略を打ち出し、韓国の文化産業を 21 世紀までに韓国の主要産業に発展させることを公表した。その上、中国の隣国である日韓両国は、既に 1950 年及び 1962 年に世界に先駆け、無形文化遺産に関する保護法を作って、それに則って民族の精神文化の象徴である無形文化遺産の保存と活用の一層の充実を図ることとした（河野 2004a）。中国は、こうした動きを踏まえて、文化を中心とするソフト・パワーの強化をも目指し、伝統文化の振興や保護を推進している。

(2) 無形文化遺産保護の現状

以下は国外と国内という二つの側面から中国の保護現状について論じる。国際的観点から見れば、ユネスコの一連の無形文化遺産に関する宣言や条約に対して、中国政府は積極的に共同歩調をとっている。2001年から隔年で、2006年までに3回公表した傑作宣言の代表的な一覧表では、中国はユネスコに推薦書を提出し、推薦決定に向けて積極的に取り組んでおり、4件の項目が登録された。2003年のユネスコ総会で無形文化遺産保護条約が採択され、中国は2004年6月2日に条約を受諾する文書をユネスコに寄託し、世界で6番目の締結国となった。現在、ユネスコ無形文化遺産の代表的な一覧表に含まれている中国の無形文化遺産は39件で、世界で最も多い国となった【表2】。

表2 中国のユネスコの無形文化遺産の代表的な一覧表に登録した件数⁽¹⁴⁾

登録年	件数	名 称
2001	1	昆劇【写真2】
2003	1	古琴
2005	2	ムカム、オルティンドー（モンゴル国と共に）
2009	25	端午の節句、南京雲錦、福建南音、安徽宣紙、貴州ドン族の民族音楽、粵劇、ケサル王の叙事詩、浙江龍泉青瓷、青海熱貢芸術、藏劇、マナス、呼麦、花兒、西安鼓樂、農樂舞、書道、篆刻、切り紙、彫版印刷、木造建築技術、養蚕・織物技術、媽祖信俗、（中国木造アーチ橋技術、チャン族の新年の祭り、リー族錦の機織り技術の3件は緊急保護リスト）
2010	5	中医鍼灸、京劇、（中国帆船の水密隔壁製造技術、活字印刷術、メシユレブの3件は緊急保護リスト）
2011	2	影絵芝居、（ホジェン族の口頭伝承叙事詩「伊瑪堪」は緊急保護リスト）
2012	1	福建操り人形師の次世代訓練の戦略（ベスト・プラクティス）
2013	1	珠算
2014	1	彝（イ）族祭火節（火祭り）（情報照会・登録延期）

資料：中国無形文化遺産の公式サイト（中国非物質文化遺産網）<http://www.chinaich.com.cn> の関連データを基に筆者作成



写真2 中国のユネスコ世界無形文化遺産の昆劇⁽¹⁵⁾

国内から見ると、無形文化遺産に対する正式な保護は2001年に昆劇がユネスコの傑作宣言に指定されてから始まった、と文化部（日本の文部科学省に相当する）元副部長・中国無形文化遺産保護センター長王文章が指摘している（王 2013：12）。2003年1月に中国政府の下で「中国民族民間文化遺産保護プロジェクト」が立ち上がった。中央政府の主導で、各大学や研究所の民俗学者が講師を担当して、民俗知識、フィールドワークに関

する講習会が各地で開かれている。しかも、多くの民俗学者が各省、市の無形文化遺産保護の専門委員会委員として任命された。2004年9月に、烏丙安は「中国民俗文化の根幹及びその影響」という⁽¹⁶⁾題目で、中央政府の高級幹部を前に講義した。民俗学の視点から開催するのは初めてのことである（王 2009：117-137）。2005年3月には国務院が「我が国非物質文化遺産保護強化事業に関する意見」

を発表し、具体的に取り組む姿勢を明確にしている。また、同年12月に国務院は「文化遺産保護の強化に関する通知」を発表し、「保護を主とし、救済は第一、合理的に利用し、伝承的に発展させる」という保護事業の方針を打ち出している（馮 2007：138）。さらに、人々の無形文化遺産保護に対する意識を高め、社会全体で無形文化遺産を保護する良好な雰囲気を形成することを目的とし、2006年から毎年6月の第2日曜日を「文化遺産の日」に指定した。その前後の期間は、各地域で無形文化遺産の上演や展覧会、フォーラム、表彰式等が行われ、一部の博物館や記念館等が無料または割引となったり、発掘現場で一部見学が可能となったりする。2006年5月、国務院によると、第1回国家レベルの無形文化遺産の代表的な一覧表が公表され、その中には民間文学、民間音楽、民間舞踊、伝統芝居、寄席演芸、雑技・競技、民間美術、伝統手工芸、伝統医薬、民俗の10種類が含まれ、すべて合わせると518件になる。2008年6月には第2回の⁽¹⁷⁾510件、2010年5月には第3回の⁽¹⁸⁾349件を公表した。2013年8月から、第4回国家レベルの無形文化遺産の代表的な一覧表への公募認定を展開して、2014年11月にはそのリストが合計⁽¹⁹⁾306件発表された【表3】。

表3 中国の国家レベルの無形文化遺産の代表的な一覧表に登録した件数

種 類	2006 年国指定	2008 年国指定	2010 年国指定	2014 年国指定	合 計
民間文学	梁祝伝説…31 件	西湖伝説…53 件	牡丹伝説…48 件	老子伝説…37 件	169 件
民間音楽	チャルメラ…72 件	ミャオ族民謡…67 件	ハサク族民謡…32 件	土家族民謡…34 件	205 件
民間舞踊	獅子舞…41 件	ムカデ舞…55 件	鶴舞…30 件	博舞…36 件	162 件
伝統芝居	河南劇…92 件	無錫劇…46 件	江西劇…48 件	東河劇…19 件	205 件
寄席演芸	蘇州説書…46 件	漫才…50 件	四川説書…27 件	弾唱…17 件	140 件
雑技・競技	呉橋雑技…17 件	囲碁…38 件	声帯模写…22 件	咏春拳…18 件	95 件
民間美術	切り絵…51 件	木彫…45 件	ヨウ族刺繍…32 件	北京刺繍…36 件	164 件
伝統手工芸	紹興黄酒醸造…89 件	ミャオ族錦織り…97 件	筆の作り方…51 件	吉州陶瓷…61 件	298 件
伝統医薬	鍼灸療法…9 件	回族医薬…8 件	チワン族医薬…11 件	布依族医薬…12 件	40 件
民 俗	清明節…70 件	漢族伝統婚俗…51 件	中元節…48 件	馬仙信俗…36 件	205 件
合 計	518 件	510 件（新入選 363 件）	349 件（新入選 190 件）	306 件（新入選 153 件）	1683 件 実 1124 件

資料：中国無形文化遺産の公式サイト（中国非物質文化遺産網）<http://www.chinaich.com.cn> の関連データを基に筆者作成

無形文化遺産の研究については、有形文化遺産のそれとは異なった観点が求められる。まず第一に、それが人によって表現され伝えられる文化遺産であるという点である。つまり、無形文化遺産の研究は、必然的に人及びそれに基づく社会に対する視点を抜きにしては考えられない（宮田 2006：12）。無形文化遺産の場合、文化遺産として保護するためには、単に指定するだけではなく、その無形文化遺産を実際に体現できる保持者の特定が必要となる。したがって、文化部は2007年6月から2012年10月まで、4回に分けて国家レベルの無形文化遺産の代表的な一覧表の代表的保持者（国家レベル伝承人）を、合わせて1978名を指定した。保持者の総数は、次のようになっている【表4】。

また、無形文化遺産に関する中核的な法体系を構成する無形文化遺産法については、2011年2月25日に第11期全人代常務委員会第19回会議で採択された。本法律によって、中国は日本と韓国に次いで、世界3番目に無形文化遺産保護に関する専門の法律を持つ世界でも数少ない国の一つになった。この法律は2011年6月1日から施行された（主席令第42号）。単に、法律に書かれているとい

表4 中国の国家レベルの無形文化遺産の代表的な一覧表の代表的保持者（国家レベル伝承人）(20)

種 類	2007 年第 1 回	2008 年第 2 回	2009 年第 3 回	2012 年第 4 回	合 計
民間文学	32 名	————	25 名	20 名	77 名
民間音楽	————	104 名	96 名	31 名	231 名
民間舞踊	————	72 名	56 名	49 名	177 名
伝統芝居	————	304 名	196 名	112 名	612 名
寄席演芸	————	66 名	51 名	34 名	151 名
雑技・競技	15 名	————	19 名	13 名	47 名
民間美術	72 名	————	83 名	70 名	225 名
伝統手工芸	78 名	————	136 名	111 名	325 名
伝統医薬	29 名	————	24 名	19 名	72 名
民 俗	————	5 名	25 名	31 名	61 名
合 計	226 名	551 名	711 名	490 名	1978 名

資料：中国無形文化遺産の公式サイト（中国非物質文化遺産網）<http://www.chinaich.com.cn> の関連データを基に筆者作成

うわけではなく、他の地方政府の無形文化遺産保護の制定に対しても重要な参考の基準となっている。

資源全数調査、申請書類作成、専門家審査、中央政府公表、一連の無形文化遺産保護運動の展開によって、多くの学者や民衆が動員され、各地域に各民族の伝えてきた各種伝統文化の表現形式及びそれに関連する実物と場所など、無形文化遺産に関する保護の事業は、広範にわたっていた。これによると中国は現在、およそ 87 万項目以上の無形文化遺産資源を保有しているということである（蔣 2010）。無形文化遺産に対する社会的関心を著しく向上させることが可能になったが、極めて急進的な方式を採用したので、その膨大な保護業績には、根本的かつ多種多様な問題を抱えている。

こうした現象について、岩本通弥は「一見、これまで無形文化遺産伝承や保護が蓄積してきた成果や、その姿勢と近似しているようにも見える。（中略）しかし、果してそう手放しで喜ぶべきものなのか、上記の様々な現象を、一括して評価し、すべてを是としてしまうことは危険である」と鋭く指摘した（岩本 2003：173）。確かに、岩本の指摘にもあるように、無形文化遺産保護の裏で経済発展を優先的に進めてきた文化政策については、今後の文化財行政を考える上で、特に注意を払うべき必要がある。具体的にいうと、中国ではこうした方針で進められてきた無形文化遺産政策の下で、同質化・商業化・道具化が深刻な度合で進行しつつあることを注視し、無形文化遺産保護が抱える問題を捉え直さなければならないだろう（白 2014）。

V 中国における無形文化遺産保護の歩みと復興

21 世紀に入った中国では、経済発展と共に、政治、社会、文化の面でも、急激かつ大幅な変化が生じている。そのうちの一つである文化の面から見れば、かつては古めかしいものであり、政府に封建迷信として軽んじられてきた伝統文化や民族文化が、いまや最も重要な価値の一つとされる「国威発揚」の担い手として、また地域社会や地域経済を活性化させる有力な手段として、その存在が大きくクローズアップされるようになってきた。

中国で、「無形文化遺産（非物質文化遺産）」という語が学術用語として用いられたのは、詹正発に

よって1997年に『武当学刊』という学会誌に掲載された「非物質文化遺産的法律保護（無形文化遺産に関する法律保護について）」が最初であるというから、それ自体、それほど古いことではない。したがって、伝統文化を敬い大切に扱うという考え方は、昔も今も人々の最も普遍的な感情の一つといえよう。しかし歴史的に見ると、伝統文化は政治や社会などに左右されながら、時代と共に変化してきた。

1990年代半ばから、世界各地で文化的アイデンティティ、文化的多様化などをめぐって、伝統文化に触れ、その再活性化を図る動きが活発化してきている。1960年代半ばから停滞期に入っていた中国の無形文化遺産保護は、この波に乗って再び大きく進み始めた。特に21世紀に入ってから、中国政府はユネスコを舞台にその勢いを加速させた。現在、39件のユネスコ無形文化遺産を抱えている中国は、世界でトップに位置している。すなわち中国は、自国の文化を世界に発信していくという、文化大国が築かれていく過程にあるといえるだろう。

中国の無形文化遺産保護に関する法令は、改革前、開放後を通じ、必ずしもその数が多いわけではない。そのこともあって、文化政策論や文化政策学の分野において、無形文化遺産法制についての考察は、これまでほとんどなされてこなかった。2011年2月に中国は無形文化遺産法を公布し、文化政策や文化行政に関する法的基盤がようやく整えられた。ここに至る法整備は、1990年代半ばから徐々にその形が整えられ始め、2002年以降、格段の進展を見るに至っている。さらに、近年いくつかの大学または大学院において、無形文化遺産に関する学部・学科または専攻が設けられるようになった。これらの教育部門においては、無形文化遺産に関わる一般法原理の理解が求められているが、これは時局の要請に呼応していることはいうまでもない。以上の状況に鑑み、今日ようやく文化人類学の観点から、無形文化遺産保護の考察を行うべき時期にきていると考えられる。

現在の無形文化遺産保護の当局は文化部にあるが、これまでの中国における無形文化遺産保護制度の発展と流れを俯瞰すると、その歴史的変遷やスキームの体系には大変な規模の変化が生じていた。次に、建国後17年、文化大革命動乱期、改革開放後復興期という三つの時代の変遷を見ていきたい。

(1) 建国後17年（1949年—1966年）

上記で説明したように、中国では無形文化遺産という言葉が使われるようになったのは、1990年代のことである。それ以前にはよく耳にされた言葉は、「民族民間伝統文化」である。1949年10月に建国された共産党中央政府は、国家の完全な独立を実現させた。しかし、新政権の基盤はまだ強固とはいえず、経済の復興・発展も実現できなかった。新中国成立後の最も重要な政策課題は、政治政権を強固にし、経済成長を達成するということであった。この目標を実現するために、建国初期、中国は旧ソ連の経済発展モデル——重工業化優先戦略——を導入し、実施した。その一方、中央政府は全国的な規模で国策の支柱としての一連の激しい運動を展開した。

建国初期、中央政府が最初に行ったのは土地改革運動である。1950年1月から1952年12月まで全国的な運動として推進された。この運動で、中央政府は全国の人民を雇農、貧農、中農、富農、地主と五つの所属階級に分類し、富農と地主は支配・搾取する階級として扱われ、精神的、経済的打撃の対象となった。また、1950年5月に公布された婚姻法が、婚姻の自由、一夫一婦制などを定めると同時に、例えば、問名、⁽²¹⁾納吉、⁽²²⁾結婚宣言などの伝統的なスタイルに基づいた結婚儀式は、政府によ

って強制的に廃止された。その上、1958年5月から1960年12月まで実施された大躍進運動では、高い目標を掲げ、より多く、より早く、より良く、より経済的に社会主義の国家建設を進めるという社会主義建設の総路線が提唱された。この運動によって人民公社が組織され、人々の生活には劇的な変化が生じた。風水、葬儀、信仰、年中行事などの庶民の日常の生活はあらゆる面で大きな変化が起きた。1963年5月から1966年6月までは、文化大革命の前段階となった社会主義教育運動が、中国の総点検運動として行われた。大学教育部門や文化機関のスタッフを文化教育の工作組として農村や工場に住み込ませ、人々に中国共産党の思想を教え込ませた。民族民間伝統文化は特に共産主義思想の樹立、封建的思想の残滓の一扫という名目で、人為的な操作によって消滅されたのである。

上記からわかるように、中国政府の間には伝統儀礼や民間信仰などの民族民間伝統文化に対する保護の理念は生まれておらず、むしろ改良や破壊されるべき対象であったと捉えられていることがわかる(趙 2008:19)。しかし、民族民間伝統文化に対する中央政府の乱暴な取り締まりに対抗して、民間団体や各個人が様々な活動を展開している。中国民政部が公表したところによると、2013年12月末の時点で、中国の社会団体の数は28万9千団体に達しており、このうち宗教に関するものは4801団体で、文化に関するものは27115団体である。⁽²⁴⁾ 建国初期における文化領域を代表する民間団体は、建国の前夜である1949年7月に成立した中華全国文学芸術界連合会(1953年10月中国文学芸術界連合会と改称し、中国文連と略称する)⁽²⁵⁾と考えられる。当時、中国における民族民間伝統文化の保護活動は、中国文連とその傘下の各省の文連及び全国レベルの文芸諸団体の下で展開されてきた。中国文連には全種類の芸術を網羅する中国音楽家協会、中国舞踊家協会、中国民間文芸家協会、中国画家協会、中国美術家協会、中国演劇家協会、中国書法家協会、中国雑技芸術家協会、中国曲芸家協会他、15の協会がある。これらの協会で扱われた内容と対象は今日の無形文化遺産に該当している。中国の協会は学会より、政治性、商業性という性質を強く持っており、学術研究の進展には関心を持たないが、全国から該当領域の有能な諸専門家が集まっている。協会により行われた一連の活動を通して、ある程度は民族民間伝統文化が保存されることになった。以下に、当時の社会の実情に基づき、演劇、音楽、舞踊などに関して行った少数の諸協会による活動を簡単に整理してみることにする。民族民間伝統文化保護の歴史をたどることができるだろう。

1952年10月、文化部が主導し、中国演劇家協会によって主催された第1回全国演劇公演大会が北



写真3 第1回全国演劇公演大会開幕式⁽²⁶⁾

京で開かれた【写真3】。全国の演劇家その他が1600余名も集まり、各地方に伝わる伝統演劇の京劇、昆劇、豫劇、評劇、川劇、粵劇、漢劇などの23種の劇種、37個の劇団、82曲の伝統劇目が公演された。毛沢東はこの公演大会に「百花齊放、推陳出新(多種多様な芸術文化が一斉に花開き、時代遅れの芸術文化をかなぐり捨て、新たな芸術形式を創出することである)」という題字を寄せた。およそ1ヵ月間続いたこの公演大会は、7名の芸能人が榮譽賞、9曲の劇目が脚本賞、28

曲の劇目が演出賞、120名の芸能人が俳優賞、39名の個人や7個の団体が受賞した（劉 2013）。この公演大会は当時の演劇界の最高水準を代表するものといえる。その後、受賞した優秀なレパトリーが全国各都市で続けて公演された。識字率がまだそれほど高くなかった当時の中国社会において、庶民の生活を題材に取り上げる演劇は庶民にも愛されていた。以後、1954年の華東五省一市演劇公演大会、1958年の現代題材演劇公演大会、1964年の京劇現代劇公演大会など同様の大会は何回も開催された。

音楽、舞踊については、1953年4月1日から14日まで、文化部が主導し、中国音楽家協会と中国舞踊家協会主催の第1回全国民間音楽舞踊公演大会が北京で開かれた。10余りの少数民族からなる308名の民間の芸能人が、文化館、競技場や体育館等、別の用途として使用されている会場で、27回の連続公演を行った。全土から集められた100種以上の出し物、各地方の伝統的な音楽、舞踊や芸能が上演されていた（蕭 2010：61）。この間、舞踊創作についての座談会も開催され、伝統舞踊の継承と振興について論じられた。1957年3月、北京で第2回全国民間音楽舞踊公演大会が開催された。28の民族で作られた27もの代表団が300程度の伝統的な演目を上演した。

1958年8月1日から14日まで、第1回全国説唱演芸公演大会が北京で開催された。全国各地27省市から集まった343名の演者が、90種目167の出し物を上演し、95回の公演を行った（蔡他 1998：34）。公演期間中、国務院総理（首相）周恩来や文化部部長瀋雁冰をはじめとする中央の行政機関の為政者は300人もの代表団と面会した。この大会では、大多数の為政者や知識人が説唱演芸をきっかけにして演劇、音楽や舞踊以外の民間伝統文化に触れ合うようになった。その他に、1953年11月8日から12日まで天津で開催された第1回全国少数民族伝統体育運動会、1953年12月から1954年1月まで北京で行われた全国民間美術工芸品展覧会などもその民族民間伝統文化の展示の一例である。このように、農村地域に根付いている独特な伝統文化が時折公演大会を行うという方式でその魅力をアピールしている。

（2）文化大革命動乱期（1966年—1976年）

1966年から1976年までの「文化大革命」の時期は、中国人にとって災難の10年であったといえる。時代遅れの封建的な文化を打破し、資本主義社会の文化の復活を阻止し、新たな社会主義の文化を創出する名目で行われたいわゆる文化創出運動は、1966年5月16日、中国共産党中央政治局拡大会議で公表された中国共産党中央委員会通知（五・一六通知）により正式に始まった【写真4】。その通達で「文化大革命は一時的な短期の政略でなく、歴史的な意義を持った偉大な全民運動である。全民全党はかならず毛主席の偉大な指示に基づき、高くプロレタリア文化革命の大きな旗を掲げて、反党・反国家・反社会主義の党内の指導者・為政者（いわゆる「資本主義の道を歩む党内の一握りの幹部・実権派」）や高級知識分子（いわゆる「反動的学術権威者」）などのような、党内、軍隊、政府ひいては学術界、教育界、文芸界などの文化領域に紛れ込んだブルジョア反動階級の代表者を批判し、⁽²⁷⁾ 肅清しなければならない」と呼び掛けていた。1966年6月1日、中国共産党の日刊機関紙である「人民日報」は社説「横掃一切牛鬼蛇神（すべての牛鬼蛇神を一掃せよ）」を発表し、「五・一六通知」の要点を伝達した。この社説は「プロレタリア文化大革命とは、数千年来の搾取階級の作り上げた秩序全体を転覆して、人民大衆を毒する旧思想・旧文化・旧風俗・旧習慣を徹底的に打破し、広



写真4 人民日報の「五・一六通知」⁽³¹⁾

範な人民大衆の中に、最新のプロレタリアの新思想・新文化・新風俗・新習慣を創出し樹立するということである。

これは中国史上最も広範で、最も深遠な社会変革の偉大な事業である⁽²⁸⁾」と宣言していた。一言で言えば、破旧樹新、除私立公という8字でその通達や社説の内容を表現できるのだろう。

文化大革命は、建国の父と呼ばれ、当時中国の最高・最大の権力を握っていた毛沢東主席の根強い支持を得ていたため、ごく短い期間で全国を席卷していった。文化大革命

の前半においては、都市や農村地方では、学生・青年をはじめとする「紅衛兵」が、「破四旧、立四新」⁽³⁰⁾を唱えて、数え切れないほどのビラ、規則、通牒などを配布し、革命化やプロレタリア化の基準に合わない庶民の生活様式、ファッション、香水やクリームなどの化粧品などをすべて禁止している。その後、この情勢はさらに拡大され、紅衛兵の破四旧、立四新は街路や店舗の看板を掛け替えるばかりでなく、また街頭では党の路線・毛沢東思想を宣伝していた。思想・文化・風俗・習慣だけに限定せず、文字にしないで直接行動に訴えて、暴動にまで発展したことも多くなった。紅衛兵は住民の家を一軒ごと回って四旧を一掃するよう強要し、破四旧も歴史的建造物や老舗商店街への殴打・破壊・略奪・焼き討ちという大規模な暴動に転化し、拡大した。例えば、1958年に北京市が行った第1回文化財調査で保存されていた6843点の文物旧跡の中、4922点が紅衛兵の手によって破壊されていた。また、別の不完全な情報に基づく統計によれば、その後、北京では銅製錬所から救出された金属文化財は117トン、製紙工場から救出された図書資料は320万トン、旧図書類は235.7万冊、その他の種類の文化財は53.8万点ということである（王1996：72）。しかし、紅衛兵の暴力行為については、官側メディアは触れなかったし、中央政府側も阻止しなかった。暴力的な組織へと発展していった紅衛兵組織が、続々と全国各地で結成された。毛沢東が新中国の象徴である天安門上から面会した紅衛兵の人数は1000万人以上といわれる（楊1999：180）。破四旧運動は社会全体を激しく揺さぶり、社会や文化の面だけではなく、人民大衆の財産に至るまで大規模な破壊を行った。

その一方、文化大革命の後半においては、江青（毛沢東夫人）を始めとする「四人組」⁽³²⁾が、全国的に中央政府機関の上級の党幹部や知識人を反革命分子として攻撃し、根も葉もない無実の罪を捏造して、多くの冤罪・でっち上げ・誤審事件を起こした。例えば、党内での序列は毛沢東党主席に次ぐ第2位であった劉少奇、國務院副総理（副総理大臣）兼国防部長であった彭德懷、中国共産党の最高責任者（党首に相当）である中共中央総書記であった鄧小平をそれぞれに「走資派」⁽³³⁾、「実権派」⁽³⁴⁾、「反革命修正主義分子」⁽³⁵⁾と呼んで迫害した。中国共産党の歴史上最大の冤罪事件といわれる劉少奇の事件だけで、反革命という判決の下された裁判事件が26万件余りに達し、28万人余りに及んでいた（佐藤1980：79）。四人組は、中央政府の核心的な指導者だけを迫害の対象としたわけではない、四人組の中で最も重要な人物であり、建国初期に文化部映画事業指導委員会委員を務めた江青は、「批林批孔」⁽³⁶⁾に名を借りて、文化領域における多くの大学教授、作家、芸術家などをも反党・反革命分子として非難し、粛清した。人民日報社長兼編集長・雑文家であった鄧拓、北京市文連主席・小説家であ

った老舍、北京大学副学長・歴史家であった翦伯贊、世界的な芸術家としての名声を得る京劇俳優であった馬連良、教育部長であった何偉など、人としての尊厳を守るために自殺を選んだ有名人まで出てきた。

このように、歴史上に類を見ないともいわれる文化大革命は、その前半においては、破四旧というスローガンのもとに、数多くの民族民間文化が根絶の対象となり、急速に消滅していった。その後半では、反動的学術権威打倒という名目で、多くの学者、専門家、芸能人——それぞれの分野における伝統の技を受け継ぎ、極めて優れた技や技能を持っている保持者——が犠牲になった。歴史的悲劇である文化大革命の10年間で、無形文化遺産についての保護は全くなされなかったといえるだろう。

(3) 改革開放後復興期（1978年—2011年）

1977年8月に中央政府は文化大革命の終了を宣言した。同時に、鄧小平は党副主席、國務院常務副総理、中央軍事委員会副主席として正式に復活した。翌年に開催された中国共産党第11期三中全会においては、鄧小平は文化大革命を10年の大災難として全面的に否定して、毛沢東時代の政治路線・革命路線からの完全脱却や社会基盤の安定化や近代化の建設を図り、国内については改革、国外に向けては開放という新しい国策を実施して経済発展最優先の戦略に転換した。その後、この路線は20年間続き、中国は平均で年9.9%以上という目覚ましい経済成長率を遂げてきた【図1】。このような経済高成長の結果、1980年に世界（149ヵ国）で第145位、後ろから5番目の規模であった中国のGDPは、1999年には米国、日本、ドイツ、フランス、イギリス、イタリアに次いで第7位の規模に達している。しかし、その未曾有の高成長の陰で、中国では環境汚染、社会道德の欠如・危機、党内高官の腐敗・汚職の蔓延、都市部と農村部の経済格差の急拡大など、こうした高度経済成長のもたらした歪みが顕在化し、社会問題として表面化している。この傾向に拍車を掛けている社会的な歪みは、21世紀の中長期的な視点から中国社会の持続的発展を実現するためのエネルギー経済発展を阻害する要因にもなりかねない。

このような実情を踏まえ、1990年代に入ってから、中央政府は1980年代よりもさらに積極的に民族民間文化保護の政策を相次いで打ち出した。1978年8月、文化部が北京で各地文化局座談会を開催して、文化大革命時代の文化政策を反省し、新時代の文化政策の制定や文化芸術の振興など重要な問題についての意見発表や政策討論を行った。1979年、文化部が民族民間文化の保護のために、シリーズで「中国民間歌謡集成」⁽³⁷⁾、「中国民間戯曲（演劇）音楽集成」などの編纂・出版を決定した。この文化保護事業は2004年頃まで約四半世紀をかけて、その成果は約500巻もの報告書としてまとめられ、その膨大な数量は中国の最大叢書の四庫全書⁽³⁸⁾にも匹敵するといわれている（星野 2010：31）。1986年、中国共産党の第12期六中全会においては、社会主義精神文明建設の指導方針に関する決議が採択さ

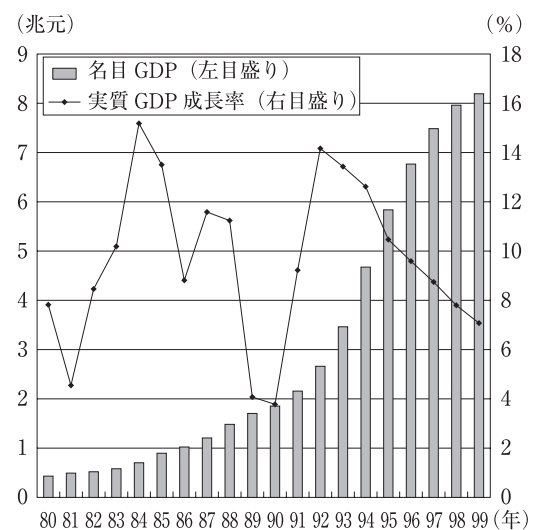


図1 中国の名目 GDP 金額と実質 GDP 成長率の推移⁽³⁹⁾

れ、民族民間文化の重要な戦略的地位が提起、認識され、物質文明（経済的な発展）と精神文明（文化的な向上）の二つの文明建設を共に推進する局面を迎えた。1989年2月17日、国务院（最高国家行政機関として日本の内閣に相当）が「文化芸術をより一層繁栄する若干意見」を公布した。中央政府は文化芸術作品や学術問題について干渉も介入もしないと表明した。また、国家は文化芸術の保護や振興事業に対して優遇政策を実施し、文化事業の後れているかつての革命根拠地、少数民族居住地域、辺境地区と貧困地区についてより多くの支援と保護を与えることを示した。同年9月、党総書記の江沢民が建国40周年記念大会で、民族民間文化を活用して社会主義精神文明を再構築しようと強調した。1989年11月、第25回ユネスコ総会において、「伝統的文化及び民間伝承の保護に関する勧告」が採択された。中国政府はこの勧告をきっかけに、民間信仰や年中行事などをはじめとする伝統文化についての価値を再認識した。1992年、鄧小平は中国の南方を視察し、重要な「南方講話⁽⁴⁰⁾」を発表し、文化振興を含む改革開放は新しい段階に入った。1993年9月、元明時代から経済的先進地域を誇る江蘇省が「江蘇省伝統工芸美術保護暫定条例（修正案）」を公布した。これは中国初の無形文化遺産に関する省レベルの地方の専門法律である。1997年4月、中央政府は中央精神文明建設指導委員会を設置し、伝統文化への保護や振興を一層強化した。翌5月、国务院が国务院令第217号として「伝統工芸美術保護暫定条例」を公布し、無形文化遺産への保護理念を法律の形式で全国に普及した。これは現行無形文化遺産法における無形文化遺産保護制度の原型といえることができる。

1998年10月、第155回ユネスコ執行委員会において、「傑作宣言（「人類の口承及び無形遺産に関する傑作の宣言」の略称）」という規約が採択された。中国政府はこれに呼応して、積極的な姿勢を示した。その後、ユネスコは主導機関として第1回傑作宣言（2001年5月18日）において、32件（20ヵ国）の候補の中から、中国政府の推薦した昆劇などの19件を指定した。第2回傑作宣言（2003年11月7日）においては、56件（30ヵ国）の候補の中から、中国政府の推薦した古琴などの28件が、第3回傑作宣言（2005年11月25日）においては、64件（44ヵ国）の候補の中から、中国政府の推薦した伝統音楽のムカムなどの43件（中国は2件）が、それぞれ指定された。中国政府はこの宣言を契機として、国際的な無形文化保護活動に積極的に貢献している。2006年4月、無形文化遺産保護条約が発効してから、3回の傑作宣言は、2008年11月



写真5 中華人民共和國無形文化遺產法⁽⁴¹⁾

に本条約の代表的な一覧表に統合された。2009年9月30日、ユネスコの人類の無形文化遺産の代表的な一覧表において、147件（35ヵ国）の候補の中から、76件（中国は政府の推薦した切り絵など25件）が登録された。このとき一度に登録された25件で、中国は世界無形文化遺産大国へと進むことになった（白 2014：97-103）。

2011年2月25日、全六章45条で構成されている「中華人民共和國無形文化遺產法」が第11期全国人民代表大会常務委員会第19回会議で可決され、第42号主席令として、同年6月1日に施行された。この法律は、無形文化遺産保護に関する中国最高権威の専門的法案の意味を持っている【写真5】。第一章総則第一条において、「第一条 中華民族の優秀な伝統文化

を継承、拡大し、社会主義精神文明の建設を促進し、無形文化遺産の保護、保存を強化するために、本法を制定する。第二条 本法で称する無形文化遺産とは、各民族の人民が代々伝承し、またその文化遺産の構成部分と認める各種伝統文化の表現形式及び伝統文化の表現形式に関連する実物、場所のことをいい、以下のものを含む。(一) 伝統的な口頭文学及びその媒体としての言語。(二) 伝統的な美術、書道、音楽、舞踏、劇曲、演劇と雑技。(三) 伝統的な技芸、医薬と暦法。(四) 伝統的な儀礼、祭り等の民俗。(五) 伝統的なスポーツと娯楽演芸。(六) その他の無形文化遺産。無形文化遺産の構成部分である実物と場所は文物に属する場合、「中華人民共和国文物保護法」の関連規定を適用する。」(全国人民代表大会常務委員会 2011:1) と定められている。

VI おわりに

21 世紀に入り、中国はグローバリゼーションの世界経済の中心的地位を占める中で、その存在感をますます高めていくことになるだろう。2000 年に入ってから、実質 GDP 成長率は平均 10.0% で推移した中国は、2010 年、米国に次いで世界第 2 の経済大国になった。しかし、中央政府及び為政者は、従来どおりの政治経済関係を中心とした外交は継続しつつも、それだけでは中国の国力の増進が不十分であることから、文化を中心としたソフト・パワーの強化が急務であると考えている。2002 年 11 月に開催された中国共産党第 16 回全国代表大会において、当時の江沢民総書記が、「文化建設と文化体制改革の必要性」を訴えて以来、中国政府は中国文化推進などの強化に対し一層強い関心を持ち始め、ソフト・パワーは中国の対外政策の重要課題と位置づけられている。2005 年 12 月に、中国共産党中央委員会と国務院が、「文化体制改革の深化に関する若干の意見」という文書を公表した。この「意見」は、現在の世界では文化と経済・政治が分かちがたく結びついており、国内でも文化を渴望する声が強まり、中国が「小康社会」となるために文化は重要であるとの基本認識を示している。

中国の無形文化遺産保護の発展と流れを振り返ると、1949 年から 1989 年までの 40 年間は、国家が演劇、音楽、舞踊、民間伝承などの無形文化財を保護の対象とする傾向が見られる。しかし、儀礼、民俗、行事などの無形民俗文化財に対する保護意識がまだ弱いようで、積極的な行動は生まれていないということであろう。建国初期の段階では、演劇が無形文化遺産の代表として広く認識されている。改革開放以降の段階では、演劇、音楽だけでなく、民俗、民間信仰、年中行事なども早々に保護の対象となった。その要因は文化と政治の関係から見れば、ここに文化が国家的戦略——文化立国の要件と見なされるように思えるのである。要するに、国内から見れば、民間と行政の役割分担の見直し、地方分権の推進で、民間による多様な取り組みの広がり及び地域コミュニティの衰退と文化芸術の担い手不足により、民族民間文化の消失が顕著となっている。国際的に見れば、グローバル化の進展に伴い、相互交流の促進と文化的アイデンティティ、多様性の問題及び東アジアにおける交流深化への期待と中国の国際競争力の相対的低下への懸念という課題を抱えている。このような実情を踏まえ、無形文化遺産を利用して、文化強国や社会主義の核心的価値観を構築しようとする中央政府の意図が窺うことができる。

極論すれば、中国では無形文化遺産をめぐる国家戦略は新たな局面を迎えているといえよう。特に

経済のソフト化、サービス化の進展に伴い、無形文化遺産は、経済活動において多様かつ高い付加価値を生み出す源泉となっていると共に、文化に関連する産業そのものが新しく成長が期待される分野となってきた。また、観光産業において無形文化遺産的要素が重要であるのはもとより、日常生活の中で、地域に根ざした伝統文化の継承や、多彩な文化活動を通じて、それぞれの地域において豊かな文化が育まれることとして、無形文化遺産は極めて重要な位置を占めるようになっている。無形文化遺産に対する保護や活用は、新たな観光需要を喚起し、地域の新産業、雇用創出の加速化を図るなど経済全体を活性化するものであり、無形文化遺産の振興は、それ自体で大きな意義を有するばかりか、より高次の経済社会への転換を促し、経済改革に資するものとなっている。そのため、中国では、インフラ整備など経済構造の変化を加速化させる項目が中心となっていることが明らかとなった今、無形文化遺産を保護・振興するという傾向はますます強まっているように思う。

注

- (1) ユネスコ総会とは、2年に1回開催され、ユネスコの活動方針の決定、条約・勧告の採択、事業計画の決定・予算の承認、事務局長の任命などを行うユネスコの最高意思決定機関である。
- (2) 日本国文部科学省——日本ユネスコ国内委員会——ユネスコ総会で採択された勧告一覧の伝統的文化及び民間伝承の保護に関する勧告を参考にした。(アクセス日：2013年8月19日、<http://www.mext.go.jp/unesco/009/004/029.pdf>)
- (3) 2008年に記載された90件のことである。すなわち、2001年19件、2003年28件、2005年43件を指す。2006年4月に発効された無形文化遺産保護条約の第31条に基づき、該当条約が発効する以前に、人類の口承及び無形遺産に関する傑作の宣言として登録されたもので、ユネスコの無形文化遺産の代表的な一覧表に統合され、記載されたものである。
- (4) 2008年9月22日、ニューヨークで中国全国人大常委会副委員長(国会副議長に相当)・元教育部長である陳至立(右)とユネスコ事務局長松浦が会談を行った。写真出所：<http://cpc.people.com.cn/GB/64093/64094/8092450.html> 中国共産党ニュースネット(中国共産党新聞網)より転写、新華社(=中国通信)記者張岩撮影。
- (5) 日本国文部科学省——日本ユネスコ国内委員会——ユネスコのあゆみを参考にした。(アクセス日：2013年8月19日 <http://www.mext.go.jp/unesco/003/002.htm>)
- (6) 松浦晃一郎、1937年山口県生まれ、アジア初のユネスコ事務局長である。1999年—2009年第8代目として就任した。在任期に偉大な業績を上げた。文化保護の分野における国際協力の業績に鑑み、世界各国より70を超える勲章を授与され、中国人民大学など50以上の名誉教授・博士号を与えられた。『ユネスコ事務局長奮闘記』(2004年、講談社、単著)、『世界遺産——ユネスコ事務局長は訴える』(2008年、講談社、単著)『私たちの世界遺産4』(2011年、公人の友社、編著)など多数の著書を持つ。
- (7) 『The New York Times(米紙ニューヨーク・タイムズ)』(2000年3月5日付、日曜国際版)を参照した。
- (8) 同上。
- (9) 世界遺産では、危機遺産が世界遺産リストの中から選ばれるが、世界無形文化遺産の場合、代表リストと緊急保護リストの内容は重複しないことが基本である。
- (10) ベスト・プラクティスは無形文化遺産保護条約の精神に則って、無形文化遺産委員会に選定された無形文化遺産保護の最良の実例である。
- (11) 代表リスト、緊急保護リスト、ベスト・プラクティスの合計数が一致しないのは、一部の項目で国別を公有するなどの事情による。多国間が共に登録した項目があるので、このデータは国別によって計算したも

- のである。項目だけから見れば、代表的な一覧表は2008年90件、2009年76件、2010年45件、2011年18件、2012年27件、2013年25件、2014年38件で合計319件となっている。
- (12) 2003年10月に採択された無形文化遺産保護条約が2014年11月時点で加盟国は161ヵ国で、年平均加盟率は約14.6ヵ国である。1972年10月に採択された世界遺産条約が2014年11月時点まで加盟国は191ヵ国で、年平均加盟率は約4.5ヵ国である。
- (13) 『The Financial Times (英紙フィナンシャル・タイムズ)』(2014年5月1日付)を参照した。
- (14) ユネスコ世界無形文化遺産の代表的な一覧表に登録された中国の無形文化遺産の件数は代表リスト31件、緊急保護リスト7件、ベスト・プラクティス1件で合わせて39件となっている。因みに2位の日本は23件すべて、3位韓国の17件も全部代表リストで構成されている。
- (15) 写真出所：<http://www.cchmi.com/tabid/852/InfoID/16183/Default.aspx> 中国昆劇博物館より転写、撮影者は不明。
- (16) 烏丙安、1929年内モンゴル生まれ、モンゴル族人。中国の現代民俗学を打ち立てた民俗学者である。中国民俗学会名誉会長、国家無形文化遺産特別委員会副委員を務めている。
- (17) 第2回の全510件中には363件の新入選項目と147件の拡張項目(拡大項目)がある。新入選項目とは第1回に指定された項目中ではない、新たに追加された項目である。拡張項目とは、第1回に他地域の無形文化遺産として指定された項目が、今回また別の地域が該当地域の無形文化遺産として国家に申請し、最後に指定された項目である。例えば、剪紙(切り絵)という項目が第1回に既に登録されたが、申請地は河北省・山西省・遼寧省・江蘇省・広東省・雲南省・陝西省の7省だけである。第2回に国指定無形文化遺産を認定する際に、内モンゴル自治区・江西省・黒龍江省・上海市・浙江省・安徽省・福建省・山東省・河南省・湖北省・湖南省・貴州省・甘肅省も、自分の省内の剪紙をアピールし、優秀な伝統文化として代表的な一覧表に申請した。第2回に国家に認定されたこれらの13省の剪紙という国指定無形文化遺産は拡張項目に属している。
- (18) 第3回の全349件中には190件の新入選項目と159件の拡張項目がある。
- (19) 第4回の全306件中には153件の新入選項目と153件の拡張項目がある。
- (20) 第1回目の代表的保持者の認定は民間文学、雑技・競技、民間美術、伝統手工芸、伝統医薬等の5種類のみに対して行っている。第2回目の代表的保持者の認定は民間音楽、民間舞踊、伝統芝居、寄席演芸、民俗等の5種類だけに向けて行っている。なお、2012年6月までに、過去3回に及ぶ1488名の保持者のうち、133名は逝去している。
- (21) 中国の伝統的な結婚式の一つ、女子側の氏名と生年月日、出生時刻を書き付けた手紙を男子側に渡す儀式である。
- (22) 中国の伝統的な結婚式の一つ、女子側の生年月日、出生時刻と男子側の生年月日、出生時刻を占い師に問い、二人の結婚の可否を占うことである。
- (23) 中国の伝統的な結婚式の一つ、結婚式を行う日に、新郎新婦はひざまずいて天地の神を祀って、新郎の父母に拝むなどの儀式である。
- (24) ここのデータは中国民政部——2013年社会服務(社会公共事業)発展統計広報を参考にした。
(参考ホームページ：<http://www.mca.gov.cn/article/zwgk/mzyw/201406/20140600654488.shtml>)
- (25) ここで挙げる注意点は中国語における「文連」の意味である。「文連」は文学だけを指すのではなく、民俗芸能、伝統音楽、民間舞踊などの芸術の諸ジャンルを指す言葉である。
- (26) 写真出所：http://www.ihchina.cn/inc/zhanlan/Pzhanlanziyuan.jsp?show_id=353&class_id=01_03_03 中国無形文化遺産の公式サイト(中国非物質文化遺産網)より転写、撮影者は不明。
- (27) 「五・一六通知」が1966年5月16日に中国共産党中央委員会より公表されてから翌日の人民日報がトップニュースとして掲載した(1966年5月17日付)。
- (28) 人民日報は1966年6月1日に「横掃一切牛鬼蛇神」とする社説を掲載した。
- (29) 文化大革命初期に全国で出現した主に高校生を主体とする大衆組織あるいはその成員を指す。反封建

- 的、反ブルジョア的な活動として、寺院、仏像、古書などの破壊行為を行うと同時に、副業・集市（定期市）取引も資本主義的であるものとして抑制・禁止をした。その結果、農村でも都市でも、混乱した社会状態が10年間続いた。
- (30) 文化大革命中の用語として、破四旧とはいわゆる文化搾取階級の古い思想・文化・風俗・習慣を打ち破ることを指し、立四新とは新しい思想・文化・風俗・習慣を打ち立てることを指す。
- (31) 写真出所：<http://cpc.people.com.cn/GB/64162/64165/77585/78772/5490181.html> 中国共産党ニュースの公式サイト（中国共産党新聞）より転写、撮影者は不明。
- (32) 毛沢東側近の、元中共中央政治局のメンバーであった王洪文、張春橋、江青、姚文元の4人を指す。文化大革命の後半において文化大革命を利用して極端な反動政策を遂行し、多くの中央党政府のリーダーや幹部社員を徹底的に弾圧しており、主導的な役割を果たした。毛沢東の死後失脚し、特別法廷で終身刑などの裁判を受けた。
- (33) 文化大革命中の用語の一つ。資本主義の道を歩み、資本主義復活を目指す立場の者を指す。
- (34) 文化大革命中の用語の一つ。形式的な権力でなく、実際に有している権力の座にある者を指す。
- (35) 文化大革命中の用語の一つ。修正主義はマルクス主義を放棄したことを指す。分子は集団の中の各個人、成員を指す。反革命はその修正主義の一つとされている。
- (36) 文化大革命中の用語の一つ。1973年5月に始まった、孔子の唱えた儒教及び儒教を復活させようとする林彪（毛沢東暗殺を企てる者）を批判する政治運動である。
- (37) シリーズ形式の作品集は「中国民間歌謡集成」、「中国民間故事集成」、「中国諺語集成」、「中国民間歌曲集成」、「中国民間舞蹈集成」、「中国民間器楽集成」、「中国民間戯曲（演劇）誌」、「中国民間曲芸誌」、「中国民間戯曲（演劇）音楽集成」、「中国曲芸音楽集成」などを含む10種類である。
- (38) 1772年、中国清朝の乾隆帝の勅命により編纂された漢籍叢書である。全般著書は経・史・子・集四部に44類、約3500種余り、36000冊、230万ページ、10億字になっており、中国最大の叢書といわれる。
- (39) 図表出所：日本経済産業省（編）2001『平成13年版 通商白書 総論』p.29から引用、転載した。
- (40) 1992年1月から2月にかけて鄧小平が武漢、深圳、珠海、上海などを視察し、「一国二制度」で持続可能な社会経済を活性化し、伝統文化で愛国主義教育を強化する重要な声明を発表した。
- (41) 写真出所：<http://www.ccdy.cn/zhuanti2011/6thycr/> 中国文化メディアネットより転写、撮影者は不明。

参考文献

日本語の文献

- 愛川－フォール紀子 2010 「文化遺産の「拡大解釈」から「統合的アプローチ」へ——ユネスコの文化政策にみる文化の「意味」と「役割」」『Seijo CGS Working Paper Series』第4号 pp.1-31
- 阿曾村智子 2010 「ユネスコの遺産保護体制と「文化的アイデンティティ」の概念——文化政策（1945～2005）における継続性と変革」『文京学院大学外国語学部文京学院短期大学紀要』第10号 pp.83-104
- 岩崎まさみ 2012 「無形文化遺産保護条約の概要とその意義」『年報新人文』第9号 pp.53-77
- 岩間浩 2008 『ユネスコ創設の源流を訪ねて』 学苑社
- 岩本通弥 2003 「フォークロリズムと文化ナショナリズム——現代日本の文化政策と連続性の希求」『日本民俗学』第236号 pp.172-188
- 王晓葵 2009 「人類学化と「非物質文化遺産保護」——現代中国民俗学研究について」『日本民俗学』第259号 pp.111-137
- 王文章 2013 「無形文化財の生産保護がさらに重要」『中国画報』（ネット版）81（9）：12-13
http://www.chinapictorial.com.cn/jp/se/txt/2013-09/05/content_565926.htm（2014年10月13日閲覧）
- 太田好信 2012 「二一世紀における政治的アイデンティティの概念化」『政治的アイデンティティの人類学——21世紀の権力変容と民主化にむけて』太田好信（編）pp.1-34 昭和堂
- 梶谷真司 2004 「文化的アイデンティティとグローバリゼーション——社会現象学的考察」『帝京国際文化』

第 17 号 pp. 121-152

国末憲人 2012 『ユネスコ「無形文化遺産」——生きている遺産を歩く』 平凡社

河野俊行 2004a 「世界で活躍する九大人 Part2」『九大広報』第 33 号 pp. 6-9

2004b 「無形文化遺産条約の思想と構造——世界遺産条約、日本法との比較に置いて」『沖縄のうたきとアジアの聖なる空間——文化遺産を活かしたまちづくりを考える』国際交流基金（編）pp. 37-45 国際交流基金

小林誠・熊谷圭知・三浦徹（編）2011 『グローバル文化学——文化を越えた協働』 法律文化社

佐藤慎一郎 1980 「国家主席劉少奇の惨死」『季刊世界政経』第 75 号 pp. 77-85

周超 2012 「日中無形文化財保護法の比較研究」『文明 21』第 29 号 pp. 43-53

中村賢二郎 2007 『わかりやすい文化財保護制度の解説』 ぎょうせい

七海ゆみ子 2012 『無形文化遺産とは何か』 彩流社

白松強 2014 「東アジアにおける多文化共生の地域づくりへ向けた課題——中・日・韓三国における無形文化遺産保護をめぐる」『共生社会システム研究』第 8 巻第 1 号 pp. 88-126

2014 「中国における無形文化遺産の研究——河北農村の民間信仰「捉黄鬼」を事例として」『九州大学大学院人間環境学府人間共生システム専攻博士論文』（未公開）

韓敬九 2012 「人類の無形文化遺産の保存と韓国の役割」『Koreana（コリアナ）韓国の文化と芸術』第 19 巻第 3 号 pp. 12-15

馮彤 2007 「中国の無形文化財の保護に対する一考察」『北東アジア研究』第 13 号 pp. 137-147

藤野一夫 2002 「日本の芸術文化政策と法整備の課題——文化権の生成をめぐる日独比較を踏まえて」『国際文化学研究』第 18 号 pp. 65-91

星野紘 2007 「国際的に動き出した無形文化遺産の保存における課題」『比較民俗研究』第 21 号 pp. 77-88

2010 「無形文化遺産保護の挑戦——日本国内およびアジア太平洋諸国を訪れて——」『無形文化遺産研究報告』第 4 号 pp. 27-39

増田祐司 2008 「21 世紀世界システムにおける東アジア世界の構築——社会イノベーションとしての知識情報空間の構築」『総合政策論叢』第 15 号 pp. 1-13

松浦晃一郎 2004 『ユネスコ事務局長奮闘記』 講談社

2008 『世界遺産——ユネスコ事務局長は訴える』 講談社

2011 『私たちの世界遺産 4：新しい世界遺産の登場——南アルプス（自然遺産）／九州・山口（近代化遺産）』 公人の友社

宮田繁幸 2006 「無形文化遺産の研究」『東文研ニュース』第 25 号 pp. 12-13

2007 「無形文化遺産保護における国際的枠組みの形成」『無形文化遺産研究報告』第 1 号 pp. 1-26

楊麗君 1999 「紅衛兵と中国社会」『国際文化研究紀要』第 5 号 pp. 177-200

中国語の文献

王年一 1996 『大動乱の時代』 河南人民出版社

康保成 2013a 『中国非物質文化遺産保護発展報告（2013）』 社会科学文献出版社

2013b 『中日韓非物質文化遺産的比較与研究』 中山大学出版社

蔡源莉・呉文科（編）1998 『中国曲芸史』 文化芸術出版社

蕭舒文 2010 「「全国民間音楽舞蹈会演」与「全国音楽周」中的笛楽舞台独奏——試論国家在场与笛楽舞台独奏形式初期発展」『中国音楽学』第 99 期第 2 号 pp. 60-63

蔣芳 2010 「我国有非遺資源 87 万項 保護應強調國際合作」『中国文化報』2010 年 10 月 27 日朝刊「第 1 面」

全国人民代表大会常務委員会 2011 『中華人民共和國非物質文化遺産法』 法律出版社

詹正尧 1997 「非物質文化遺産的法律保護」『武当学刊』第 17 期第 4 号 pp. 39-41

- 趙力濤 2008 「中国的宗教復興与政策轉型」『二十一世紀評論』第 109 期第 5 号 pp. 15-25
- 範俊軍 2006 『聯合國教科文組織關於保護語言与文化多樣性文件匯編』 民族出版社
- 巴莫曲布嫫 2008 「非物質文化遺產：从概念到实践」『民族芸術』第 90 期第 1 号 pp. 8-19
- 劉文峰 2013 『中国戲曲史』 生活・讀書・新知三聯書店